令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・一〇
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・一〇
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇八
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇六
令和六年四月一日から令和七年三月三十一日まで	一・〇二

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2　令和八年七月三十一日以前の日に係る船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）の休業手当金の額、同月以前の月分の同法による障害年金及び遺族年金の額、同日以前に支給すべき事由の生じた同法による障害手当金、障害差額一時金、障害年金差額一時金、遺族一時金及び遺族年金差額一時金の額並びに同日以前に支給すべき事由の生じた障害前払一時金及び遺族前払一時金の限度額並びに同月以前の月分の国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第八十七条第一項に規定する年金たる保険給付（職務上の事由又は通勤によるものに限る。）の額の算定については、なお従前の例による。

令和二年四月一日から令和三年三月三十一日まで	一・〇八
令和三年四月一日から令和四年三月三十一日まで	一・〇七
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで	一・〇六
令和五年四月一日から令和六年三月三十一日まで	一・〇四
（新設）	（新設）

法規的告示

○総務省告示第二百七十八号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定を実施するため、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
［一～七　略］	［一～七　同上］
八　設備規則第十四条第一項の表第二十一の項に規定する八〇〇MHz帯三次元測位システムの無線局の審査に適用する受信設備の特性	八　削除
項目 / 特性	
感度 / 希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。）の受信電力が（一）九六・八デシベル（一ミリワットを〇デシベルとする。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上	
［九～二十四　略］	［九～二十四　同上］
備考　表中の対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

○総務省告示第二百七十九号

電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）第六条第四項第二号の規定に基づき、平成元年郵政省告示第四十二号（特定小電力無線局の用途、電波の型式及び周波数並びに空中線電力を定める件）の一部を次のように改正する。

令和八年七月三十日

総務大臣　林　芳正